

平成19年度電子・情報技術関連税制 に関する要望書

平成18年10月

社団法人 電子情報技術産業協会
会長 秋草直之

電子・情報技術関連税制に関する要望書

我が国経済は、民間設備投資の拡大や堅調な個人消費に支えられ、景気回復基調にあり、デフレから脱却したとも言われる状況となっ
てまいりました。電子・情報技術産業においては、全般としては、好調
さを取り戻し、企業業績の改善も顕著となってきた一方、原油
や原材料の価格高騰、米国や中国の経済動向など先行きが不透明であ
り、また、東アジア諸国の産業優遇政策の下にある海外企業との競争
が激化していることから、我が国企業は依然として、厳しい状況にあ
ります。

このような情勢の中、我が国経済が今後、新たに持続的かつ安定し
た成長を続けていくためには、我が国企業の経済活動の活性化及び国
際競争力の強化を一層図っていくことが必要であります。このため
には、国内において、積極的な設備投資や研究開発等を促進し、生産性
の高い製造拠点や、世界のイノベーションセンターとしての研究開発
拠点を維持・強化することにより、新たな雇用を創出し得る事業環境
を整備することが重要であります。

これらを実現するためには、企業の自助努力に加えて、事業環境整
備に係る税制面からの支援が不可欠であります。

このような観点から、当協会は、我が国電子・情報技術産業の重要
性に鑑み、別記に掲げる当産業関連税制の整備実現を強く要望いたし
ます。

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 減価償却制度の見直し

- ①償却可能限度額の撤廃
- ②製造設備の耐用年数の見直し、簡素化等
- ③少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ
- ④減損損失の損金算入及び有姿除却の損金算入要件の緩和
- ⑤リース取引に関する会計基準改訂への対応
- ⑥損金経理要件の緩和

(2) 法人実効税率の引き下げ

(3) 重点産業分野の特定設備（半導体、薄型パネル等）の設備投資
に対する税額控除制度の創設

(4) 研究開発促進税制の見直し

- ①控除限度額の引き上げ
- ②控除限度超過額の繰越期間の延長

(5) 連結納税制度の見直し

- ①連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の見直し
- ②子会社欠損金の持込制限の撤廃
- ③連結納税の投資簿価修正計算の見直し

(6) 事業革新設備の特別償却制度の延長

(7) 鉱工業技術研究組合に係る課税の特例措置の延長

(8) 電子計算機買戻損失準備金制度の延長

(9) 中小企業等基盤強化税制の延長（事業基盤強化設備を取得した
場合の特別償却・税額控除制度）

(10) 電話加入権の損金算入

(11) 欠損金の繰戻還付の復活及び還付期間の延長

(12) 棚卸資産の評価原則に関する会計基準改訂への対応

(13) 役員給与の損金算入制度の見直し

2. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

- ①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長又は控除限度超過額の損金算入制度の創設
- ②損金算入を選択した場合の繰越控除余裕額の切り捨て廃止
- ③間接外国税額控除の対象範囲の拡大及び手続きの簡素化

(2) タックスヘイブン税制の見直し

- ①軽課税率判定基準の引き下げ又は軽課税国の指定国制度の復活
- ②適用除外基準の見直し
- ③来料加工は卸売業として適用除外

(3) 移転価格税制の取り扱いの再検討

(4) 二国間租税条約の見直し

3. 企業経営形態との整合・適正化に関する税制

(1) 企業組織再編税制の見直し

- ①適格再編要件の明確化
- ②時価評価算定方法の明確化
- ③欠損金・含み損失に係る制限の緩和
- ④三角合併に係る課税繰延べの特例措置を創設する場合の適格要件の明確化
- ⑤パススルー税制の整備

(2) 有価証券減損条件の見直し

4. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

(2) 年金税制の改革

①現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

②確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

(3) 寄附金の損金算入限度額の拡大

(4) 貸倒損失・貸倒引当金の損金経理要件の明確化

(5) 「環境税」の導入に強く反対

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し及び国税と地方税の一元化

①法人事業税の外形標準課税の見直し

②償却資産に係る固定資産税の廃止

③事業所税の撤廃を含めた見直し

④事業税の所得割の住民税への統合

2. 地方税の簡素化

①地方税への連結納税制度の導入

②住民税、事業税、固定資産税の申告・納税手続きの簡素化

3. 地方独自課税への対応

以上

〔国税関係〕

1. 産業競争力の強化等に関する税制

(1) 減価償却制度の見直し

①償却可能限度額の撤廃

現行の償却可能限度額の95%は、昭和39年改正当時、残された5%を物理的又は経済的に使用できなくなった時の処分相当額としたものでありますが、現在では、取得価額の5%で処分できる状況にはなく、産業廃棄物としてそれ以上の処理費用を要するところであり合理性を欠いております。

また、我が国の製造業の競争相手国である韓国・中国・台湾等は取得価額の全額が償却可能であり、国際的イコールフッティングの観点から、減価償却の償却可能限度額を現行の95%から引き上げ、全額（備忘価額（1円）まで償却可能）とするよう要望いたします。

さらに、国際競争力強化の観点から、償却率の基礎となる残存価額10%を引き下げるよう要望いたします。

②製造設備の耐用年数の見直し、簡素化等

企業の投資意欲を刺激し、国際競争力を強化するには、投下資本の早期回収が必要であります。わが国の税法における耐用年数表は詳細に区分され、かつ諸外国と比較して長めの耐用年数になっています。機械装置における技術革新の変化は著しく、結果として、設備更新が遅れ、国際競争力を弱めることになりかねません。このため、製造設備の耐用年数の見直し、並びに耐用年数表の細目及び資産分類の簡素化を要望いたします。また、設備の使用実態は企業ごとに異なることから、基準耐用年数を採用し、耐用年数に幅を持たせるしくみを要望いたします。

一例として、液晶、PDPなどの薄型パネルの製造設備全般

の法定耐用年数は10年と定められておりますが、韓国・中国・台湾など各国が3～5年とされていることから、法定耐用年数による償却は、設備更新の遅れ、国際競争力の弱体化につながるものであり、少なくとも半導体製造設備と同様の耐用年数5年を要望いたします。

また、減価償却資産の使用可能期間が法定耐用年数に比べて著しく短い場合に認められる耐用年数の短縮申請について、2年目以降の申請手続きを不要とするなど手続きの簡素化を要望いたします。

③少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

企業におけるIT機器の導入は、業務省力化の観点から、設備投資として不可欠ですが、一般的に導入されるパソコン、ファクシミリ等の事務機器は20万円台から50万円程度のものが多く、現行の10万円の少額固定資産の金額基準は実態と乖離し、実務上現物管理が煩雑となっております。このため、少額減価償却資産の損金算入限度額を30万円に引き上げるよう要望いたします。

また、同様にソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円から100万円に引き上げるよう要望いたします。

④減損損失の損金算入及び有姿除却の損金算入要件の緩和

減損会計は会計基準の国際的な収れんに伴い導入されたものであり、企業健全化・企業競争力強化の観点から、監査において適正と認められた会計上の減損損失については、税務上も損金として認めていただきますよう要望いたします。

また、将来使用見込みのない固定資産の有姿除却についても、除却損の損金算入要件の緩和を要望いたします。

⑤リース取引に関する会計基準改訂への対応

リース会計基準（案）では、所有権移転外ファイナンスリース取引に関しては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされており、借手は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして減価償却費を算定することになります。従って、税務上の取り扱いも、リース会計基準（案）に即して算定された減価償却費を損金として認めていただきますよう要望いたします。また、納税者の選択により、現行の支払額を税務上損金として認められる方法も適用できるよう要望いたします。

⑥損金経理要件の緩和

減価償却費は税務上減価償却費や修繕費など特定の科目で損金経理されていることが要件とされております。しかし、政策税制の適用など税務と会計の乖離が生じる状況を踏まえ、処理方法に関わらず、申告書での減価償却費の調整も可能としていただきますよう要望いたします。

（２）法人実効税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は、米国並みの水準（約 40%）になってきましたが、しかしながら、アジア諸国と比較すると依然として高い水準にあり、欧州諸国も引き下げの傾向にあります。

我が国の競争力を高め産業の空洞化を阻止するとともに、海外からの直接投資を引き出す観点からも、地方税を含めた法人実効税率を引き下げよう要望いたします。

（３）重点産業分野の特定設備（半導体、薄型パネル等）の設備投資に対する税額控除制度の創設

韓国・台湾等の諸外国における特定の設備投資に対する一定割

合の税額控除は、企業の投資負担の軽減を通して国際競争力の強化に有効な制度であり、我が国においても、競争が激化している重点産業分野の特定設備（半導体、薄型パネル等）の設備投資に対して税額控除制度の創設を要望いたします。

（４）研究開発促進税制の見直し

我が国企業の国際競争力強化のためには、研究開発投資の増強・拡充が必須であり、試験研究費の総額に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらしています。本税制の更なる実効性を目的として、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

① 控除限度額の引き上げ

現行、当期の法人税額の20%とされている税額控除の限度額を、引上げるよう要望いたします。

② 控除限度超過額の繰越期間の延長

支出年度とその翌年度の2年間しか適用できない税額控除の繰越期限を、欠損金の繰越控除期間と合わせた7年間に延長していただきますよう要望いたします。

（５）連結納税制度の見直し

連結納税は、経営資源を最適配分して経営の効率化を図る考え方であり、導入にあたり選択事由としては、企業経営上の課題や効率的なグループ経営の可否とともに、税制のしくみと税負担のあり方が大きな課題となります。

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。次の各項目につきましては、日本経済の活性化を目指そうとする本来の連結納税制度の趣旨に反するも

のとなっており、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

①連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の見直し

円滑な企業再編を阻害しないよう、連結納税グループ内の寄附金（低廉譲渡等のみなし寄附を含む）の損金不算入制度の廃止を要望します。損金不算入制度を残す場合では、少なくとも全額を損金不算入とすべきでなく、損金算入限度額を超える部分に限定するよう要望いたします。

②子会社欠損金の持込制限の撤廃

米国同様に、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社繰越欠損金は持ち込みができるものとし、かつ連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるものとするよう要望いたします。

③連結納税の投資簿価修正計算の見直し

連結子法人が連結グループから離脱した場合、投資簿価修正計算が行われますが、みなし事業年度においては、所得が合算されず単体申告となることから、投資簿価修正の対象期間としないよう要望いたします。

（６）事業革新設備の特別償却制度の延長

本税制は、我が国の経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現することを目的とした産業活力再生特別措置法に基づく特別償却制度であり、新商品の開発等による新たな市場の創出や設備の能力向上のための設備投資を行っていく上で必要不可欠であり、産業活力再生特別措置法の施行期間に合わせて、本税制の適用期限の延長を要望いたします。

（７）鉱工業技術研究組合に係る課税の特例措置の延長

産業界等の共同研究を促進し、我が国産業の技術水準向上に資

するため、鉱工業技術研究組合が試験研究の用に供するために取得し、又は製作した機械設備（固定資産）について、帳簿価格を1円として財産目録に圧縮記帳する特例措置の適用期限の延長を要望いたします。

（８）電子計算機買戻損失準備金制度の延長

電子計算機の導入形態としては、技術革新等による陳腐化リスクを回避するなどの観点から、レンタル制度が社会的に広く普及しており、ユーザ側の導入時における経費負担を軽減し、IT化の推進に大きな役割を担っております。

本制度は、レンタルバック時のメーカー側の損失負担に備え、企業体質の強化等を図るためには不可欠な制度であります。

このため、本制度を維持・継続していただきますよう要望いたします。

（９）中小企業等基盤強化税制の延長（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度）

我が国の製造業を幅広く支えている中小企業は、取引企業の製造拠点の海外移転や、不況の影響を受けて不安定で危機的状況におかれております。中小企業者は生き残りをかけて、技術力や経営効率など企業努力を図る一方で、それを支え基盤となる最新設備への積極的投資が不可欠であります。しかし、資金調達は困難で、投資資金の負担は重く、本制度は支援措置として重要であり、適用期限の延長を要望いたします。

（10）電話加入権の損金算入

電話加入権の実勢相場が下落傾向を強めている現況にあり、さらには近い将来電話加入権そのものが廃止される方向性を踏まえ、

現在非減価償却資産となっている電話加入権を損金算入できるよう要望いたします。

(11) 欠損金の繰戻還付の復活及び還付期間の延長

課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するためには、現行制度は業績低迷時における企業の投資意欲を阻害する要因となっております。

このため、現在停止中の繰戻還付制度を復活し、期間1年を2年に延長するよう要望いたします。

(12) 棚卸資産の評価原則に関する会計基準改訂への対応

棚卸資産の評価原則に関する会計基準では、国際的な会計基準との調和に向けて、棚卸資産の評価基準として低価法を原則とすることになります。従って、税務上の取り扱いも、この会計基準に即して算定された評価損を損金として認めていただきますよう要望いたします。

(13) 役員給与の損金算入制度の見直し

会社法に沿った役員給与を損金に計上できるよう、現状厳格に定められている利益連動給与の損金算入要件について、次の見直しを要望いたします。

- ① 損金算入の対象会社に非同族の同族会社を追加
- ② 利益の指標から計算式で算出された金額に、一定の幅を持たせた金額とすることを容認
- ③ 支給額の開示については、個人毎でなく総額表示とする

2. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

本制度の目的である国際的二重課税排除の趣旨に基づき、適用範囲の拡大などの見直しが必要であります。厳しい経済環境下では、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている繰越期間に控除できない場合には切り捨てとなり、海外諸国の大勢からも不利であり、我が国企業の競争力にも大きな影響を与えております。国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、適用範囲の拡大が是非とも必要であり、次の各項目について、見直すよう要望いたします。

- ①控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を7年に延長又は控除限度超過額の損金算入制度の創設
- ②損金算入を選択した場合の繰越控除余裕額の切り捨て廃止
- ③間接外国税額控除の対象範囲を曾孫会社まで拡大し、持株比率を10%に引き下げ、並びに手続きの簡素化

(2) タックスヘイブン税制の見直し

不当な租税回避行為を排除するという法の趣旨により、黒字所得の合算だけを対象とした租税負担が、過大なものとなっております。また、国際的な税率低減が図られている今日の変化に即して、租税回避ではなく経済実体を持って活動している会社に制約を加えないよう、当税制度の適用基準を次の項目について、見直すよう要望いたします。

- ①軽課税率判定基準を25%から20%以下に引き下げ又は軽課税国の指定国制度の復活
- ②適用除外基準の見直し
- ③来料加工は卸売業として適用除外

(3) 移転価格税制の取り扱いの再検討

企業グループ内の役務提供取引や無形資産取引について事務運営要領が示されておりますが、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬のないよう、また、法令の拡大解釈につながらないよう、租税法律主義に基づいた透明性のある適用に向けて、移転価格の取り扱いの再検討を要望いたします。

(4) 二国間租税条約の見直し

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

3. 企業経営形態との整合・適正化に関する税制

(1) 企業組織再編税制の見直し

①適格再編要件の明確化

適格再編要件のうち、事業の継続、支配の継続、株式保有の継続等につき、「見込まれていること」が要件となっておりますが、法執行の安定性を担保するためにも「見込まれていること」について税法上の解釈を示す具体例を示されるよう要望いたします。

②時価評価算定方法の明確化

税制非適格時の時価評価が企業価値評価を含意するのか不明確であるため、条文で明確にするとともに、企業価値評価を含意するのであれば、時価評価算定方法について明記するよう要望いたします。

③欠損金・含み損失に係る制限の緩和

特定資本関係が5年未満であっても本規定の適用対象外としていただきますよう要望いたします。

④三角合併に係る課税繰延べの特例措置を創設する場合の適格要件の明確化

会社法施行により外国企業も来年5月から、日本に設置した子会社を通じて自社株で日本企業の買収が可能になりましたが、株式交換時点での株主への課税や、買収される企業の資産に対する含み益課税についての税制整備にあたり、適格要件を明確化されますよう要望いたします。

⑤パススルー税制の整備

パートナーシップや事業信託など新たな法人形態を設ける場合には、パススルー課税の適用を基本とした制度の構築を要望いたします。

(2) 有価証券減損条件の見直し

企業会計は積極的な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、その処理を躊躇する要因となるか、多大な繰延税金資産を抱えるかのいずれかとなります。

については、非上場有価証券減損の税務上の損金計上要件を緩和(企業会計ルールへの近接化)するよう要望いたします。

4. その他の項目

(1) 受取配当の益金不算入制度の見直し

金融市場の活性化の観点から、投資対象としての株式の魅力を高め、株式の長期保有を促す必要があります。また、現行の制度においては、その他株式に係る配当等の50%部分は二重課税となっており是正すべきであります。

このため、その他株式について、受取配当金の益金不算入割合を100%とするよう要望いたします。

また、負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活を要望いたします。

(2) 年金税制の改革

① 現在停止中の企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

現在適用停止中の企業年金積立金に対する特別法人税（1%）を廃止していただきますよう要望いたします。

② 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

少子高齢化・低金利の環境において、現役世代の負担額と企業の補填額の増加を避けられない年金制度において、確定拠出年金制度への移行は、拠出する会社にとっては退職給付債務の減少による経営の安定化、また、個人においては自己責任での運用による年金資金の確保につながりますので、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げを要望いたします。

(3) 寄附金の損金算入限度額の拡大

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要望いたします。

(4) 貸倒損失・貸倒引当金の損金経理要件の明確化

法的手続き以外の貸倒損失については損金経理が要件とされていますが、既に貸倒引当金を計上している場合には、貸倒損失と貸倒引当金戻入の相殺処理を損金経理要件として明確に認めていただきますよう要望いたします。

また、外国の取引先に対する金銭債権について当該国の政府機関の送金許可が下りないものについて、個別評価による貸倒引当金の設定要件の緩和を要望いたします。

(5) 「環境税」の導入に強く反対

我が国の地球温暖化対策は、これまでの産業界の懸命な努力によって、省エネ技術など世界最高水準を達成しています。そのような我が国に「環境税」を導入することは、我が国企業の国際競争力を失わせ、産業空洞化によりエネルギー効率の低い海外生産が増え、その結果として、地球規模での温暖化対策に逆行することになります。

政府の地球温暖化対策大綱にある「経済と環境の両立」の基本方針に従い、国民、企業、政府が一体となって一層の地球温暖化防止に努めるべきところ、我が国経済の活力を殺ぐような「環境税」の導入には、強く反対します。

〔地方税関係〕

1. 地方税の包括的見直し及び国税と地方税の一元化

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜する中、法人事業税の外形標準課税が新たに加わり、その複雑さに拍車が掛かっています。また地方税における法人の税負担も高く、二重課税排除・税務簡素化の観点からも地方法人課税全体の整理・統合及び国税と地方税の一元化等抜本の見直しを要望します。

①法人事業税の外形標準課税の見直し

付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

さらに、無償減資等を行った法人に係わる資本割の課税標準の特例措置の恒久化を併せ要望いたします。

②償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の投入により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えています。また、製造業など特定業界に負担が偏重していること、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることより、償却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

③事業所税の撤廃を含めた見直し

事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、また固定資産税とも二重課税とみなされるため、廃止することを要望いたします。

④事業税の所得割の住民税への統合

事業税の所得割を住民税に統合することによる簡素化を要望いたします。もしくは、事業税についても外国税額控除を認めるか、海外からの受取配当を課税対象から除外していただきますよう要望いたします。

2. 地方税の簡素化

①地方税への連結納税制度の導入

納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税も含めた実務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望いたします。

②住民税、事業税、固定資産税の申告・納税手続きの簡素化

地方税についても申告・納税の一元化（本店所在地又は主たる事業所の都道府県への一括申告・納付）により、事務処理の簡素化を要望いたします。

3. 地方独自課税への対応

地方自治体における法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化するよう要望いたします。

また、神奈川県の特例企業税につきましても、法人事業税に外形標準課税が導入されるまでの臨時的かつ特例的な措置として導入された経緯があり、資本金 5 億円以上の企業のみを対象とした公平性に欠ける制度であることから、速やかに廃止するよう要望いたします。

以上